

2027年度 学生募集要項

青山学院大学大学院

総合文化政策学研究科

文化創造マネジメント専攻 修士課程
総合文化政策学専攻 一貫制博士課程

学内進学者選抜試験

＜第1回＞

＜第2回＞

青山学院教育方針

青山学院の教育は
キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、
神の前に真実に生き
真理を謙虚に追求し
愛と奉仕の精神をもって
すべての人と社会とに対する責任を
進んで果たす人間の形成を目的とする。

青山学院大学の理念

青山学院大学は、「青山学院教育方針」に立脚した、
神と人ともに仕え社会に貢献する
「地の塩、世の光」としての教育研究共同体である。
本学は、地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって
自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する。
それは、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を通してなされる。
本学のすべての教員、職員、学生は、
相互の人格を尊重し、建学以来の伝統を重んじつつ、
おのおのの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努める。

青山学院スクール・モットー 地の塩、世の光 The Salt of the Earth, The Light of the World

青山学院大学大学院のアドミッションポリシー(入学者受入れの方針)

◇博士前期課程・修士課程

本学大学院博士前期課程・修士課程では、各専攻が求める人材を、さまざまな形式の入学試験を通して以下の能力等に照らして受け入れる。

- ・当該専攻の研究に必要な専門知識・専門技能
- ・課題に対して論理的に思考、判断し、自身の考えを的確に口頭で、かつ文章によって表現する能力
- ・本大学院の特徴を理解し、大学院における学びを追求し、社会のために還元する意欲・関心・態度

◇一貫制博士課程

本学大学院一貫制博士課程では、各専攻が求める人材を、さまざまな形式の入学試験を通して以下の能力等に照らして受け入れる。

- ・当該専攻の研究に必要な専門知識・専門技能
- ・課題に対して論理的に思考、判断し、自身の考えを的確に口頭で、かつ文章によって表現する能力
- ・本大学院の特徴を理解し、大学院における学びを追求し、社会のために還元する意欲・関心・態度

総合文化政策学研究科のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーおよび教育研究上の目的は以下の本学ホームページにてご確認ください。

◇文化創造マネジメント専攻 http://www.aoyama.ac.jp/faculty/graduate_sccs/dccm/

ホーム > 学部・大学院 > 総合文化政策学研究科 > 文化創造マネジメント専攻

◇総合文化政策学専攻 http://www.aoyama.ac.jp/faculty/graduate_sccs/dccs/

ホーム > 学部・大学院 > 総合文化政策学研究科 > 総合文化政策学専攻

総合文化政策学研究科の合否判定の方法および基準

本研究科のアドミッションポリシーに定める知識・技能、思考力・判断力・表現力、意欲・関心・態度の有無を総合的に評価し、合否を判定します。

【学 位】

文化創造マネジメント専攻 修士課程
総合文化政策学専攻 一貫制博士課程

修士(文化創造マネジメント)
博士(総合文化政策学)または(学術)
修士(総合文化政策学)または(学術)

【募集人員】

文化創造マネジメント専攻 修士課程	若干名
総合文化政策学専攻 一貫制博士課程	若干名

【出願資格】

2027 年 3 月本学学部卒業見込みの者。
ただし、3年次までの全修得単位のGPAが2.5以上であること。

【試験科目】

文化創造マネジメント専攻
書類審査
面接(口述試問)

総合文化政策学専攻
書類審査
面接(希望する専門分野についての口述試問を含む)

【出願書類】

1. 入学志願票(所定用紙) *p.4注意事項8参照
2. 受験票・写真票(所定用紙) *入学手続きの際に別途提出する学生証用の写真も、出願時と同じ写真を提出
3. 成績証明書(出願時点で最新のもの)・卒業見込証明書
*本大学に編入学した者や単位認定を受けた者は、以前の大学、短期大学の卒業証明書および成績証明書も提出してください。
*本学の証明書は学務部教務課で代理発行するため、提出不要です。
4. その他自己の能力を示す資料(語学検定試験のスコア、職務経歴書、発表した論文等)
5. 研究計画書(A4判[1,200字]5枚以内) ※総合文化政策学専攻一貫制博士課程の志願者のみ提出
6. 卒業論文計画書またはそれに代わるもの ※総合文化政策学専攻一貫制博士課程の志願者のみ提出
7. 外国籍者は、以下(1)(2)のいずれかを提出してください。
(1)住民票(在留資格、在留期間等、在留期間等の満了の日、在留カード等の番号が記載されたもの)
(2)パスポート(顔写真ページ)のコピーと在留カード(表裏)のコピーを所定用紙に貼付
8. 入学検定料の収納証明書
収納証明書を所定用紙に貼付
詳細はp.3【入学検定料】を参照してください。
9. 宛先ラベル用紙(所定用紙)
受験票および合格者受験番号を送付する際に使用します。2 通分すべてに必要事項を記入してください。

【入学検定料】 35,000円

1. 入学検定料は下記のいずれかの方法でお支払いください。

・コンビニエンスストアでの支払い

「コンビニ端末での入学検定料支払方法」を参照のうえ、コンビニエンスストアのレジでお支払いください。その際発行される「取扱明細書」または「取扱明細書兼領収書」の「収納証明書」部分を切り取り、所定用紙に貼り付けて提出してください。なお、コンビニエンスストアでの支払いは6月1日(月)から可能です。

・クレジットカードでの支払い

「クレジットカードでの検定料支払方法」を参照のうえ、クレジットカードにてお支払いください。決済完了後に通知されるURLよりログインし、取扱明細書をプリントアウトのうえ、「収納証明書」部分を切り取り、所定用紙に貼り付けて提出してください。なお、クレジットカードでの支払いは6月1日(月)から可能です。

2. 出願受付後、入学検定料は返還しません。振り込みをして出願しなかった場合は、学務部教務課で返金の手続きをしてください。

【出願手続】

受付期間

＜第1回＞ 2026年 6月24日(水) ～ 6月26日(金)〔受付最終日消印有効〕

＜第2回＞ 2026年 9月 7日(月) ～ 9月 9日(水)〔受付最終日消印有効〕

1. 出願はすべて郵送受付とします。

所定の出願書類宛先用紙を封筒に貼り、郵便局窓口で簡易書留・速達郵便扱いの手続きをして郵送してください。

2. 出願受付後、受験票と試験会場・時刻のお知らせを本人宛にお送りします。入学試験日の3日前に受験票が未着の場合は、教務課総合文化政策学研究科担当にお問い合わせください。

3. 一旦受け付けた出願書類および入学検定料は返還しません。

4. 書類・入学検定料不備のものおよび受付最終日を過ぎた消印のものは受理せず返送します。

※授業料後払い制度の利用を希望する方（外国人留学生（在留資格が「留学」の方）は対象外）は、出願期間中に授業料納付猶予の手続きをしてください。詳細はp.7掲載の申請要項のQRコードまたはURLを参照してください。

【入学試験日】

＜第1回＞ 2026年 7月 15日(水)

＜第2回＞ 2026年10月 7日(水)

試験会場・時刻は、受験票と併せて郵送します。なお、試験開始時刻に遅刻した者は受験資格を失います。

【合格発表】

＜第1回＞ 2026年 7月24日(金) 13時

＜第2回＞ 2026年10月23日(金) 13時

合格者受験番号一覧を大学ウェブサイトの「大学院入学試験等に関するお知らせ」に掲載し、合格者のみ別途郵送します（合格発表日の翌日以降着予定、不合格者には郵送されません）。

【入学手続】

第1次入学手続締切日 ＜第1回＞2026年 7月30日(木)〔締切日消印有効〕

＜第2回＞2026年11月 5日(木)〔締切日消印有効〕

第2次入学手続締切日 ＜第1回＞＜第2回＞とも 2027年 2月26日(金)〔締切日消印有効〕

1. 合格者には入学手続書類を郵送します。入学手続要項にしたがい、入学手続締切日までに手続きを完了

してください。入学手続はすべて郵送します。

2. 入学手続に際しては次のものが必要となる予定です。詳細は入学手続要項を参照してください。

第1次入学手続時

- ・宛先記入ラベル(第2次入学手続書類郵送用本学所定用紙)

第2次入学手続時

- ・振込通知書(第2次入学手続用本学所定用紙、金融機関の収納印が押された大学院提出用)
- ・宛先記入ラベル(学年初頭案内等郵送用本学所定用紙)
- ・卒業証明書および最終学年までの成績証明書 ※学位授与式以降、2027年3月31日(水)までに提出
→教務課で代理発行しますので提出不要です。
- ・住民票または住民票記載事項証明書(外国籍者は外国人登録原票記載事項証明書)
※最近3カ月以内発行のもの

【注意事項】

1. 本大学に編入学した者や単位認定を受けた者は、編入学以前の大学、短期大学の成績証明書も提出してください。
2. 試験開始時刻に遅刻した者は受験資格を失います。
3. 一旦受け付けた書類や入学検定料などは返還しません。
4. 入学手続については、入学手続要項にしたがい、締切日までに所定の入学手続書類を提出してください。
なお、入学手続納入金等については、p.6「学費等納入について」を参照してください。
5. 受験、入学手続などに関することは、教務課総合文化政策学研究科担当に問い合わせてください。ただし、
可否に関する問い合わせには一切応じません。
6. 教育職員免許状や各種資格(司書教諭、司書、社会教育主事、学芸員)の取得に関する不明点については、
出願前に予め教職支援センター[直通電話 03(3409)9634]に問い合わせてください。
7. 出願書類への虚偽の記載や証明書等の偽造が確認された場合は、入学試験の結果を無効とし、入学後であ
っても遡って入学の資格を取り消すことがあります。その場合、提出された書類およびそれまでに納入された
費用については返還しません。
8. 志願者自身が作成した文章を提出してください。人工知能等が自動生成した文章や他者が作成した文章の
提出を禁じます。
9. 障がいや疾病、怪我などにより受験及び修学上の合理的配慮が必要な場合、「障がいのある学生の受入
れ方針」に基づき、受験時に合理的配慮を提供します。合理的配慮を希望する方は、出願期間前に学
務部教務課総合文化政策学研究科担当に問い合わせてください。なお、場合によっては健康診断書等
の提出を求めることがあります。

【教員組織】 2027年度予定(変更の可能性がありますのでご了承ください。)

◆文化創造マネジメント専攻〔修士課程〕 ※の教員については出願前にお問い合わせください。

職 名	研究指導 担当教員	氏 名	専 門 分 野
教 授		飯笹 佐代子	多文化社会論、人の移動、文化交流論、文化(アート)政策論
	○	内山 隆	経営学、経済学(公益事業)
	○	大島 正嗣	計算機科学
	○	片山 泰輔	芸術文化政策
	※	河島 茂生	メディア研究、情報倫理
	○	川又 啓子	マーケティング、消費者行動
	○	高 永才	イノベーション・マネジメント、組織論
	○	佐野 直哉	アートマネジメント、アートマーケティング、アートプロジェクト研究
	○	竹内 孝宏	表象文化論
	○	中野 昌宏	社会理論、社会哲学、社会思想史
		福岡 伸一	生命論
	○	福田 大輔	精神分析、フランス現代思想
	○	本田 晃子	建築史、表象文化論
	※	宮澤 淳一	文学・文化研究、音楽学、メディア論
	○	矢野 晋吾	村落(地域)社会学、環境社会学
	○	メルクレイン, イヴォナ	メディア論、日本文化研究
准教授	○	天内 大樹	美学芸術学・建築思想史、デザイン論・デザイン史
	○	関根 小織	現代哲学
	○	中村 美帆	文化政策学、文化資源学、文化政策と法・制度
	○	クシエル, マイケル	音楽民族学、日本文化研究
	○	ヴァニットボシ ムジラット	文化研究、ポピュラーカルチャー、ファン研究、デジタルメディア

◆総合文化政策学専攻〔一貫制博士課程〕 ※の教員については出願前にお問い合わせください。

職 名	研究指導 担当教員	氏 名	専 門 分 野
教 授		飯笹 佐代子	多文化社会論、人の移動、文化交流論、文化(アート)政策論
	○	内山 隆	経営学、経済学(公益事業)
	○	大島 正嗣	計算機科学
	○	片山 泰輔	芸術文化政策
	※	河島 茂生	メディア研究、情報倫理
		川又 啓子	マーケティング、消費者行動
	○	高 永才	イノベーション・マネジメント、組織論
	○	佐野 直哉	アートマネジメント、アートマーケティング、アートプロジェクト研究
	○	竹内 孝宏	表象文化論
	○	中野 昌宏	社会理論、社会哲学、社会思想史
		福岡 伸一	生命論
	○	福田 大輔	精神分析、フランス現代思想
	○	本田 晃子	建築史、表象文化論
	※	宮澤 淳一	文学・文化研究、音楽学、メディア論
	○	矢野 晋吾	村落(地域)社会学、環境社会学
	○	メルクレイン, イヴォナ	メディア論、日本文化研究
准教授	○	天内 大樹	美学芸術学・建築思想史、デザイン論・デザイン史
	○	関根 小織	現代哲学
	○	中村 美帆	文化政策学、文化資源学、文化政策と法・制度
	○	クシエル, マイケル	音楽民族学、日本文化研究
	○	ヴァニットボシ ムジラット	文化研究、ポピュラーカルチャー、ファン研究、デジタルメディア

上記の「専門分野」とは、教員本人の研究・実践領域です。本研究科の入学志願者に対しては、これらの個々の「専門分野」に特化した研究・実践が推奨されるとは限らないので注意してください。

【学費等納入について】

1. 学費等納入額の内訳

※1 消費税は課税されません。

※2 第2次入学手続納入金額

文化創造マネジメント専攻修士課程〔2年制コース〕

2027 年度

費 目		金 額	備 考
学 費	入 学 金	0 円	内部進学者は免除
	授 業 料	242,500 円	年額 485,000 円(後期分 242,500 円は後期に納入)
	在 籍 基 本 料	60,000 円	年額 120,000 円(後期分 60,000 円は後期に納入)
	教 育 活 動 料	75,000 円	年額 150,000 円(後期分 75,000 円は後期に納入)
	(小 計)	377,500 円	
諸 会 費	後 援 会 費	2,500 円	年額 5,000 円(後期分 2,500 円は後期に納入)
	学 会 費	2,500 円	年額 5,000 円(後期分 2,500 円は後期に納入)
	(小 計)	5,000 円	
入学時納入金合計		382,500 円 ※2	後期納入分 382,500 円を含まず
初年度納入金合計		765,000 円	後期納入分 382,500 円を含む

文化創造マネジメント専攻修士課程〔3年制コース〕

2027 年度

費 目		金 額	備 考
学 費	入 学 金	0 円	内部進学者は免除
	授 業 料	165,000 円	年額 330,000 円(後期分 165,000 円は後期に納入)
	在 籍 基 本 料	60,000 円	年額 120,000 円(後期分 60,000 円は後期に納入)
	教 育 活 動 料	75,000 円	年額 150,000 円(後期分 75,000 円は後期に納入)
	(小 計)	300,000 円	
諸 会 費	後 援 会 費	2,500 円	年額 5,000 円(後期分 2,500 円は後期に納入)
	学 会 費	2,500 円	年額 5,000 円(後期分 2,500 円は後期に納入)
	(小 計)	5,000 円	
入学時納入金合計		305,000 円 ※2	後期納入分 305,000 円を含まず
初年度納入金合計		610,000 円	後期納入分 305,000 円を含む

費 目		金 額	備 考
学 費	入 学 金	0 円	内部進学者は免除
	授 業 料	242,500 円	年額 485,000 円(後期分 242,500 円は後期に納入)
	在 籍 基 本 料	60,000 円	年額 120,000 円(後期分 60,000 円は後期に納入)
	教育活動料	25,000 円	年額 50,000 円(後期分 25,000 円は後期に納入)
	(小 計)	327,500 円	
諸 会 費	後 援 会 費	2,500 円	年額 5,000 円(後期分 2,500 円は後期に納入)
	学 会 費	2,500 円	年額 5,000 円(後期分 2,500 円は後期に納入)
	(小 計)	5,000 円	
入学時納入金合計		332,500 円 ※2	後期納入分 332,500 円を含まず
初年度納入金合計		665,000 円	後期納入分 332,500 円を含む

2. 学費等の改定について

今後、経済情勢に応じ学費等の改定が行われた場合は、在学生にも改定後の学費等を適用することがあります。

3. 「入学辞退願」提出について

本大学院の第 2 次入学手続を完了した後、やむを得ぬ事情により入学を辞退することになった場合、「入学辞退願」が 2027 年 3 月 31 日(水)までに受理されたものは、納入金を返還します。詳しくは、合格発表時にお渡しする入学手続要項をご覧ください。

4. その他

後期分学費等は、入学後、後期に納入してください(学費等分割納入方式)。なお、第 2 次入学手続時に後期分学費等を併せて納入することもできます(学費等一括納入方式)。

4. 授業料後払い制度について

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」の利用を希望する方は、以下 QR コードまたは URL より申請要項を確認の上、**出願期間中**に必要な手続きをとってください。

※外国人留学生(在留資格が「留学」の方)は申請対象外です。

※一貫制博士課程の場合は、修士段階相当学年(1 年生と 2 年生)のみ

「授業料後払い制度」の対象となります。3 年生以降は「授業料後払い制度」を利用することはできません。

【申請要項 QR コード】



【申請要項 URL】

https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2026/03/af_syougakukin_atobalai2027.pdf

6. 青山学院大学大学院特別給付奨学金について

青山学院大学大学院特別給付奨学金は、青山学院大学大学院の活性化に向けて、大学院進学における金銭的負担の軽減を図り、本学学部生の本大学院への進学を促進することを目的とする給付奨学金の制度です。※貸与奨学金ではありません。

奨学給付額

授業料年額の2分の1に相当する額が上限となる。
※給付額は入学後に決定されます（給付対象学生数により減額の場合あり）。

給付方法

入学時は入学手続き時に所定の学費等を納付し、入学後に奨学金を給付します。なお、1年次後期以降は原則として学費請求時において、奨学金相当額の納付を免除することにより給付予定。

給付期間

入学後2年間（休学による給付休止期間を含む）

申請期間

出願受付期間に準ずる

申請方法

入学志願票の所定欄に記入

採用者の決定

選考結果の通知 入学試験合格発表時

申請資格

奨学金の給付を受けることができる学生は、本大学院研究科（理工学研究科を除く）への学内進学を希望する青山学院大学の学部在学している者で、次に規定する全てを満たすものとする。

- (1) 本大学院研究科の次のいずれかの課程への学内進学に係る被推薦資格を有する者であること。
 - イ 博士前期課程又は修士課程（修業年限が2年のものに限る。）
 - ロ 一貫制博士課程
 - ハ 専門職学位課程（修業年限が2年のものに限る。）
- (2) 2026年4月1日において、当該基準日の属する年度の末日までに卒業する見込みが立つ者であること。
- (3) 2026年5月1日において、在学する学科における成績上位者15パーセント以内の者であること。

※上記「申請資格（3）」の成績要件を満たしているか事前に確認を希望する場合は、出願期間前に余裕をもって、所属学部の教務課（学務課）窓口までお問い合わせください。

※本学及び学校法人青山学院における他の奨学金の給付を重複して受けることはできません。

※詳細は「青山学院大学大学院特別給付奨学金規則」に規定

個人情報の取り扱いについて

出願に際してお知らせいただいた住所、氏名、電話番号、生年月日等の個人情報は、①出願受付、②試験業務、③合格発表とこれに付随する業務を行うために利用します。

【お問合せ先】

青山学院大学学務部教務課総合文化政策学研究科担当
〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25
(17号館2階 スチューデントセンター内)
E-mail: in-bunka@aoyamagakuin.jp 電話:03 (3409)9522

不正行為について

○出願書類に関する不正行為について

出願書類への虚偽の記載や証明書等の偽造が確認された場合は、当該年度の入学試験の結果を無効とします。また、入学後であってもこれらの不正が確認された場合には、遡って入学を取り消すことがあります。この場合、提出された書類およびそれまでに納入された費用については返還しません。また、警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

○試験時の不正行為について

試験時間中に下記に例示する行為を行った場合、または試験終了後に当該行為が確認された場合（入学後に判明した場合を含む）には、不正行為とみなされることがあります。また、試験時間中であっても、メガネ、マスク等の身に着けている物の確認を求める場合があります。

不正行為が確認された場合には、当該年度の入学試験の結果を無効とし、入学を取り消すことがあります（入学後においても遡って適用する場合を含む）。この場合、提出された書類およびそれまでに納入された費用は一切返還いたしません。不正行為に対しては厳正に対処するとともに、警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

（筆記試験）

- ・ カンニング（カンニングペーパー、参考書、他の受験者の答案を見ること、他の人から答えを教わること等）をすること。
- ・ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、イヤホン、携帯音楽プレーヤー等を身に付けていること。
- ・ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、時計、携帯音楽プレーヤー等の音（着信、アラーム、振動音等）を鳴らすこと。
- ・ 試験時間中に、問題冊子や解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ・ 試験時間中に、答えを教える等の他の受験者を利するような行為をすること。
- ・ 試験時間中に、使用が認められている用具以外を机に置くこと。
- ・ 試験開始の合図、もしくは試験監督者の試験開始の指示の前に問題冊子を開き、解答を始めること。
- ・ 試験終了の合図、もしくは試験監督者の試験終了の指示の後に、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
- ・ 試験終了後、解答用紙を提出しないこと。

（面接試験・口述試験）

- ・ 試験中に他の者と連絡をとりあうこと。
- ・ 試験の録画・録音をすること、およびそれらを SNS 等のインターネット上へ掲載すること。
- ・ 試験終了後に、これから当該試験を受験する他の受験者に試験の内容を伝えること。また、試験の内容を SNS 等のインターネット上へ掲載すること。

（共通）

- ・ 試験室において、試験監督者、係員等の指示に従わないこと。
- ・ 試験室において、他の受験者の迷惑となる行為および試験の運営の妨害となるような行為をすること。
- ・ 志願者以外の者が、志願者本人になりすまして試験を受けること。
- ・ その他、試験の公平性を損なう行為をすること。